

議第 108 号

令和 5 年度各務原市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度各務原市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,183,720 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,109,033 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 21 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		12,125,239	1,141,453	13,266,692
	2 国庫補助金	5,145,191	1,141,453	6,286,644
20 繰入金		5,108,181	25,767	5,133,948
	1 基金繰入金	5,108,181	25,767	5,133,948
23 市債		5,543,600	16,500	5,560,100
	1 市債	5,543,600	16,500	5,560,100
歳 入 合 計		61,925,313	1,183,720	63,109,033

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 民生費		17,201,949	1,150,720	18,352,669
	1 社会福祉費	6,599,858	904,718	7,504,576
	3 児童福祉費	8,163,304	246,002	8,409,306
8 土木費		4,591,870	33,000	4,624,870
	4 都市計画費	1,554,535	33,000	1,587,535
歳 出 合 計		61,925,313	1,183,720	63,109,033

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑧土木費	4 都市計画費	新 那 加 駅 周 辺 二 期 地 区 都 市 構 造 再 編 集 中 支 援 事 業	1 9 , 0 0 0
⑧土木費	4 都市計画費	蘇 原 駅 周 辺 地 区 都 市 構 造 再 編 集 中 支 援 事 業	1 4 , 0 0 0
⑩教育費	7 保健体育費	学校給食センター空調機器修繕事業	3 , 6 0 8

第3表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都 市 再 生 整 備 事 業	千円 157,600	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利率)	公的資金 については、 その融資条件により、 銀行その他の 場合には借入先と協 定し、その条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換 えすることができる。	千円 174,100	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利率)	公的資金 については、 その融資条件により、 銀行その他の 場合には借入先と協 定し、その条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換 えすることができる。